

会員の入会及び退会に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の定款及び会員規則に規定する会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

（入会手続）

第2条 本協会に個人正会員及び法人正会員並びに賛助会員として、入会を希望する個人又は法人は、次の書類を事務局に提出する。

(1) 個人正会員

- ア 入会申込書（個人正会員） 【様式第（会）－01号】
- イ 誓約書 【様式第（会）－02号】
- ウ 履歴書
- エ 住民票
- オ 写真1枚（縦4cm×横3cm）

(2) 法人正会員

- ア 入会申込書（法人正会員） 【様式第（会）－03号】
- イ 法人経歴書又は会社案内
- ウ 法人登記簿謄本

(3) 賛助会員

- ア 入会申込書（賛助会員） 【様式第（会）－04号】
- イ 法人経歴書又は会社案内
- ウ 法人登記簿謄本

- 2 入会の審査は、前項の書類により総務委員会が行い、理事会が決定する。なお、過去に退会し、再入会を希望する者にあつては、退会時の状況を考慮して入会審査を行う。
- 3 会長は、理事会において入会が認められた者に対し、その結果を入会決定通知書【様式第（会）－05号】により通知し、会員証（個人正会員・法人正会員・賛助会員ごと）を交付する。
- 4 会長は、理事会において入会が認められなかった者に対し、その結果を入会却下通知書【様式第（会）－06号】により通知する。
- 5 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。
- 6 入会日については、正会員及び賛助会員は、理事会において入会が認められた日の翌月1日とし、名誉会員は、総会において推薦された日とする。

（会員名簿）

第3条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登載された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

（入会金及び会費）

第4条 入会金及び会費の金額は、総会の議決により定める会費規程によるものとする。

- 2 入会金は、本協会が指定する納入日までに入金し、会費については、当該会計年度の上期（4月～9月）分を4月に、下期（10月～3月）分を10月にそれぞれ分割して指定日までに本協会に納入するものとする。
- 3 入会金及び会費の減免に関する取扱については、必要に応じて理事会で定め、総会の議決を経て行うことができる。

（退会）

第5条 会員は、退会届【様式第（会）－07】を提出して、任意に退会できる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

なお、任意退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項の退会届が提出されなくとも同様に会員名簿の登録を抹消する。

- 3 会員名簿の登録を抹消された場合には、それぞれの会員証を返還するとともに、認定登録 医業経営コンサルタントにあつては、認定登録 医業経営コンサルタント証票及び認定登録 医業経営コンサルタント章を、認定登録 医業経営コンサルタント法人にあつては、医業経営コンサルタント法人認定登録証を返還するものとする。

（再入会）

第6条 過去に本協会の会員であった者が再入会を希望する場合は、退会の際に未納となっている会費があるときは、当該未納の会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

附 則

この細則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この細則は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年6月23日から施行する。